

千曲川下流地域森林計画（案）についての意見募集結果

千曲川下流地域森林計画（案）について、県民の皆様からご意見を募集したところ、3件のご意見が寄せられました。

このため、森林法第6条第4項の規定により、意見の要旨及び意見に対する県の考え方を、次のとおり提出します。

番号	意見の要旨	意見に対する県の考え方
1	<p>スギ材については、生産側と需要側のアンマッチにより需要に結びつかない例が多い。CLTなどの新たな利用方法に期待するところだが、現状においても流通体制の変革により改善が可能。</p> <p>このため、「計画区の課題」に、流通体制の整備等の記述を加えるべきでは。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「計画区の課題」に、流通体制の整備が必要な旨を記載しました。</p> <p>(P16 (ア) 需要に応じた原木の安定供給)</p>
2	<p>持続的な森林経営に基づいて素材供給を拡大させていくためには、信州F・POWERプロジェクト等による需要に対応したA材からD材までの仕分けや、原木の安定供給が必要。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「計画区の課題」に、原木の安定供給や適切な仕分けが必要になる旨を記載しました。</p> <p>(P16 (イ) 信州F・POWERプロジェクト)</p>
3	<p>合板用材（特にスギ）の供給過多や一般製材向け用材の不足など、需給のアンマッチが安定供給を妨げている現状がある。このため、総合的な流通体制整備に関する内容も加えてはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「計画樹立に当たっての基本的な考え方」に、流通体制の整備も含めて安定供給ができる仕組みづくりを進める旨を記載しました。</p> <p>(P27 ア 生産・流通・加工・利用体制の整備)</p>

(参考) 森林法第6条第1項の規定による、地域森林計画（案）の公告・縦覧期間
平成26年10月31日（金）から12月1日（月）まで（32日間）